

(2) 生活文化局が所管する施設の資産(ストック)情報について

① 固定資産の残高について

生活文化局が所管する固定資産について、平成26年度末の残高は表D1-2-4のとおりである。

表D1-2-4 固定資産残高の推移 (平成24年度から平成26年度)

科目	資産種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		(千円)	(千円)	(千円)
有形固定資産	土地	88,466,714	88,466,714	88,315,086
	建物	68,698,104	67,957,433	65,668,721
	工作物	1,016,580	1,005,512	981,153
	立木	153,585	153,585	153,585
無形固定資産	地上権	3,089,282	3,089,282	3,089,282
	その他無形固定資産	906,995	918,802	927,119
重要物品	重要物品(※)	18,923,949	19,079,179	19,323,663
建設仮勘定	建設仮勘定	891,266	3,380,684	1,272,550
投資その他の資産	投資その他の資産	9,279,090	8,316,997	3,211,054
合計		191,425,565	192,368,188	182,942,213

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 都が作成した生活文化局全体に係る貸借対照表を基に作成しており、償却資産(建物、工作物、重要物品)については、取得原価から既減価償却額を控除した金額である。また、行政財産と普通財産を合計している。

※ 重要物品とは、都の有する物品のうち、取得価額が100万円以上のものである。

表D1-2-4においては、平成26年度末の固定資産の残高のうち、建物が35.9%、土地が48.3%と全体の約8割を占めていた。そこで、土地及び建物について、生活文化局各部の取得価額を把握することとした(表D1-2-5参照)。なお、監査人が入手した情報のうち、表D1-2-4の建物は帳簿価額ベースで、表D1-2-5の建物は取得価額ベースであるため、両者の金額が異なることに留意されたい。

表D1-2-5 生活文化局の各部で保有する土地及び建物の取得価額

所管部	土地(千円)	建物(千円)	計(千円)	割合(%)
都民生活部	1,154,263	689,880	1,844,143	0.8
消費生活部(※)	3,498,931	2,452,132	5,951,063	2.7
文化振興部	83,661,892	128,330,753	211,992,645	96.5
合計	88,315,086	131,472,765	219,787,851	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

※ 消費生活部には、計量検定所・タクシーメーカー検査場を含めて計算している。

表D1-2-5のとおり、生活文化局全体の9割超を文化振興部が占めていることが分かる。

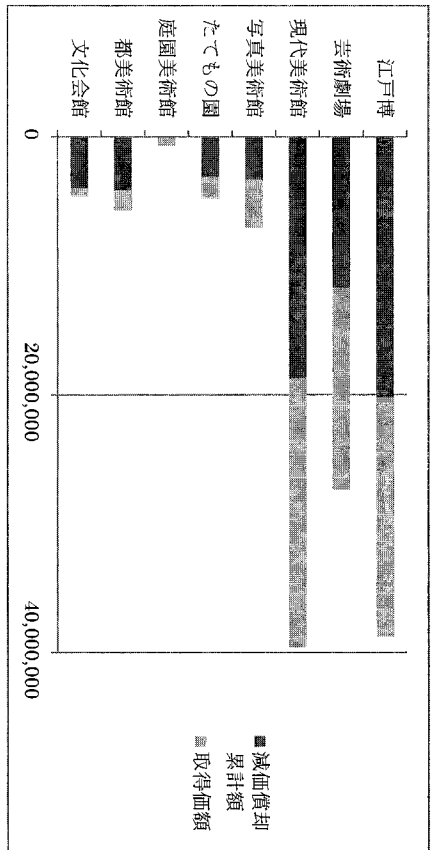
② 建物の老朽化について

建物などの固定資産は、時の経過とともに価値が減少する。これを会計上処理する方法が減価償却であり、固定資産の既減価償却額である減価償却累計額は、資産の価値減少額を意味する。

そこで、文化振興部が所管する文化施設について、その取得価額と減価償却累計額を表したものが、グラフD1-2-1である。また、文化施設ごとに取得価額に対する減価償却累計額の割合を用いて老朽化を簡便的に計算したものが(老朽化率=減価償却累計額/取得価額×100)グラフD1-2-2である。

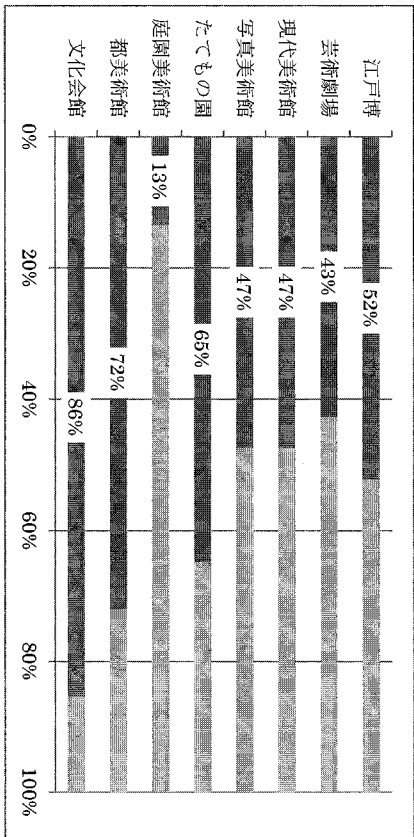
グラフ D1-2-1 建物の減価償却累計額の割合（平成26年度末）

（単位：千円）



（生活文化局作成資料より監査人が作成）

グラフ D1-2-2 文化施設ごとの老朽化率（平成26年度末）



（生活文化局作成資料より監査人が作成）

グラフ D1-2-1 とグラフ D1-2-2 を見ると、江戸博と現代美術館は、比較的取得価額が大きいものの、老朽化率は50%程度である。一方、文化会館と都美術館は、比較的取得価額が小さいものの、老朽化率が70%以上であり、老朽化が進行しているものと言える。なお、各施設の建設時期及び主な改修時期は表 D1-2-6 のとおりである。最近、大規模な工事を行った施設は、新規投資額に

対する減価償却が進んでいないため、その老朽化率が低い値となる。

表 D1-2-6 各施設の建設時期及び主な改修時期

施設名	建設時期	主な改修時期
江戸博	平成5年	-
たてもの園	平成5年	-
写真美術館	平成7年	平成26年～工事中
現代美術館	平成7年	-
都美術館	大正15年	昭和50年 平成22年
文化会館	昭和36年	昭和58年～59年 平成9年～11年 平成26年
芸術劇場	平成2年	平成24年
庭園美術館	昭和8年（※）	平成25年

（生活文化局作成資料及びホームページより監査人が作成）

※ 朝倉宮邸の建設時期は昭和8年だが、庭園美術館としての開館は昭和58年である。

平成11年度に行われた包括外部監査において、江戸博・現代美術館に対する意見として長期的な視点に基づいた施設設備の維持管理が挙げられている。この意見を受け、都は平成12年3月に長期保全計画（長期修繕計画）を策定しており、この長期保全計画では、江戸博（本館・分館）・写真美術館・現代美術館・文化会館・芸術劇場・庭園美術館がその対象とされ、年度ごとに行うべき工事内容などを計画的に定めている。そこで、長期保全計画の履行率（平成26年度までの達成率）を質問したところ、「長期保全計画は、計画策定時点において既に発生している、若しくは将来的に発生が予測される施設設備の維持補修箇所等について明らかにするものである。したがって、その後の事情変更や実際の劣化進行とのズレ等を考慮し、「達成率」で測るものではないため、そのような率については算定を行っていない」との回答を得た。

なお、現在、都が所有する施設については、文化施設のみでなく、すべてを対象として、財務局が「主要施設10か年維持更新計画」を策定している。

③ 生活文化局が所管する施設別の資産（ストック）情報について

さらに、表 D1-2-4 のうち、直営施設について、平成 26 年度末の主な資産の残高を試算したところ、表 D1-2-7 のとおりであった。

表 D1-2-7 直営施設に係る主な資産（平成 26 年度末）

施設	東京ウイメンズプラザ	東京都太田記念館	旅券事務所	消費生活総合センター（※）	計量検定所	タクシーセンター	
						検定所	検査場
土地	-	724,715	-	-	370,545	2,193,790	
建物	-	283,735	-	-	1,642,463	535,351	
工作物	35	10,539	-	-	6,791	9,678	
著作権	38,032	-	-	63,949	-	-	
重要物品	93,282	37,217	-	-	81,023	左を含む	
保証金（敷金）	1,077,529	-	-	-	-	-	

（単位：千円）

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

※ 多摩消費生活センターを含む。

なお、直営以外の施設（文化振興部が所管する文化施設）の資産（ストック）情報については、本報告書第 3 の VI の 1. の (4) ②「文化施設に係る PDCA サイクルと情報開示について」を参照されたい。

(3) 生活文化局所管の施設別の財務情報の状況（概要）について

生活文化局が所管する施設について、施設別の財務情報の活用・開示の状況（概要）を整理したものが表 D1-2-8 である。

表 D1-2-8 生活文化局所管の施設別の財務情報の活用・開示の状況（概要）

施設	状況	課題
①東京ウイメンズプラザ	・非公表	・生活文化局としては非公表、生活文化局全体の事業の PDCA サイクルに関して活用が不十分
②東京都太田記念館	・非公表	・同上
③旅券事務所	・非公表	・同上
④消費生活総合センター・多摩消費生活センター	・非公表	・同上
⑤計量検定所・タクシーセンター検査場	・計量検定所・タクシーセンター検査場全体で財務情報を財務局が事業評価で活用・開示 ・計量検定所・タクシーセンター検査場別の財務情報は非公表	・生活文化局全体の事業の PDCA サイクルに関して活用・開示が不十分 （生活文化局としては非公表）
⑥文化施設	・非公表	・生活文化局としては非公表、生活文化局全体の事業の PDCA サイクルに関して活用が不十分
江戸博	・非公表	・同上
たてもの園	・非公表	・同上
写真美術館	・非公表	・同上
現代美術館	・非公表	・同上
都美術館	・非公表	・同上
文化会館	・非公表	・同上
芸術劇場	・非公表	・同上
庭園美術館	・非公表	・同上

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

表 D1-2-8 の課題を具体的に説明すれば、以下のとおりである。

(4) 生活文化局所管の施設別の財務情報の活用・開示の課題について

① 東京ウイメンズプラザ

東京ウイメンズプラザについては、施設単独のストック情報、フロー情報が掲載された財務諸表が作成されていない。かかる状況にあつては、東京ウイメンズプラザを管理運営するための行政コストが把握できず、コスト意識の向上に役立てることができない。したがつて、PDCA サイクルの観点から、財務情報の活用がなされていないと言える。なお、東京ウイメンズプラザについては、建物賃借料等に関する情報開示について、本報告書第3のⅢの2. の(1) ②「東京ウイメンズプラザのこれまでの賃貸借契約について」にて記載しているため、参照されたい。

② 東京都太田記念館

東京都太田記念館についても、①と同様である。したがつて、PDCA サイクルの観点から、財務情報の活用がなされていない状況であると言える。

③ 旅券事務所

旅券事務所も、①と同様である。したがつて、PDCA サイクルの観点から、財務情報の活用がなされていない状況であると言える。

④ 消費生活総合センター・多摩消費生活センター

消費生活総合センター・多摩消費生活センターも、①と同様である。なお、消費生活総合センターと多摩消費生活センターは、別々に施設を設置しているため、それぞれの財務諸表を作成し、これをPDCA サイクルに活用するとともに、都民一般に開示することが必要であると考えられる。

⑤ 計量検定所・タクシメーター検査場

計量検定所・タクシメーター検査場については、所管部署である生活文化局ではなく、財務局が事業評価の一環として、表D1-2-9及び表D1-2-10のとおり、事業別の財務数値及び「財務諸表から読み取れる課題及びその対応」を、都のホームページにて公表している。しかしながら、これは、計量検定所及び

タクシメーター検査場を合算しており、それぞれの施設単位のものではない。タクシメーター検査場は、組織ないし形式的には、計量検定所の一事業部門と位置付けられているが、検定所・検査場として別々に施設を設置しているため、それぞれの財務諸表を作成し、これをPDCA サイクルに活用するとともに、都民一般に開示することが必要であると考えられる。

表D1-2-9 財務局が公表している貸借対照表と行政コスト計算書（平成25年度）

貸借対照表		行政コスト計算書	
【資産】	60.3	【負債】	42.7
うち固定資産	60.1	うち収入	1.2
うち土地	36.5	うち使用料及手数料	1.2
うち建物	22.7	【行政費用】	4.5
うち重要物品	0.9	うち物件費	3.7
		うち減価償却費	0.2

(財務局ホームページより監査人が作成)

表D1-2-10 財務諸表から読み取れる課題及びその対応

課題	課題への対応
<p><b>資産分析</b></p> <p>資産の維持管理</p> <p>建物老朽化率：20.6%</p> <p>・建物老朽化率は、移転に係る取組により、昨年度の老朽化率（75.9%）から大幅に改善したが、今後も計画的に更新を行う必要がある。</p> <p>・移転に伴い、重要物品老朽化率（51.7%）も、昨年度の老朽化率（92.4%）から改善したが、中には都の重要物品平均老朽化率（63.7%）を上回っているものもあることから、計画的に更新を行う必要がある。</p>	<p><b>計画的な備品の更新</b></p> <p>・検査装置の購入経費（10,000千円）を投じ、経年劣化が進んでいる検査装置の更新を計画的に行うことで、故障による業務の中断を未然に防止し、行政サービスの円滑な提供につなげる。</p>
<p><b>単位当たり分析</b></p> <p>適正な計量の実施</p> <p>検査等費用：1,476円/検査等</p> <p>・移転にあわせて行った省エネ設備の導入などにより、維持管理コストの縮減を図ったことにより、物件費は増加し、行政費用は45億円となった。今後、更なるコスト縮減に向けた効率的な運営が求められる。</p>	<p><b>建物維持管理の効率化</b></p> <p>・計量検定所・タクシメーター検査場の建物維持管理（90,000千円）を投じ、省エネ設備の導入効果により、光熱水費の縮減を図り、効率的な建物維持管理を行う。</p>

(財務局ホームページより監査人が作成)

⑥ 文化施設 ( 東京都江戸東京博物館、江戸東京たてもの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京文化会館、東京芸術劇場、東京都庭園美術館 )

文化施設については、施設単独のストック情報、フロー情報が掲載された財務諸表が作成されていない。指定管理者制度を採用している文化施設については、指定管理者である歴史文化財団が財務諸表を作成しているが、当該財務諸表には歴史文化財団が所有している資産しか計上されず、文化振興部が所有している資産については計上されていないため、歴史文化財団が作成している財務諸表だけでは不十分である。かかる状況にあつては、文化施設を管理運営するための行政コストなどを十分に把握できず、コスト意識の向上に役立てることができない。したがつて、PDCA サイクルの観点からも都民一般に対する情報開示の観点からも、財務情報の活用がなされていない状況である。

なお、文化施設に関しては、本報告書第3のVIの1. の(4) ②「文化施設に係るPDCA サイクルと情報開示について」を参照されたい。

( 意見 2 - 3 ) 生活文化局所管の施設別の財務情報について  
文化振興部が所管する文化施設に関しては、指定管理者である歴史文化財団が、施設ごとの財務情報を作成・開示している。しかしながら、この財務情報には歴史文化財団の資産や費用のみが計上されているに過ぎず、都に帰属する資産などのストック情報や費用などのフロー情報が計上されていない。

また、文化施設以外の施設 ( 東京ウイメンズプラザ、消費生活総合センター など ) については、施設別の財務情報を作成・開示していない。

このような状況にあつては、例えばコストの規模、利用者 1 人当たりのコスト分析、固定資産の規模や老朽化率など財務情報に関する適切な分析を行えないことから、生活文化局全体としてのPDCA サイクルにおける Check 及び Action が十分に機能しているとは言えず、したがつて各施設単位での課題の把握やコスト意識の向上も適切に活用されていないこと、各施設の管理運営の財源を負擔している都民に対して説明責任を十分に果たしていないことから、生活文化局は、有効性・経済性・明瞭性などの観点から、所管するすべての施設別の財務情報を作成する体制を構築し、これを適切に活用することとされたい。

3. 入札・契約について

( 1 ) 入札・契約の制度について

生活文化局が締結する入札・契約については、地方自治法第 234 条第 1 項に規定されており、①一般競争入札、②指名競争入札、③随意契約などの類型がある。

また、この入札・契約締結に関する権限は、同法第 153 条第 1 項に基づき、表 D1-3-1 の範囲内で、都知事から生活文化局長に委任されている。

表 D1-3-1 都知事から生活文化局長へ委任されている権限の範囲

契約区分	委任の範囲
建築工事請負	2 億円未満
土木工事並びに船舶の製造及び修繕に係る工事請負	1 億 5,000 万円未満
その他の工事請負	8,000 万円未満
設備工事請負	2,600 万円未満
物品の買入れ	3,000 万円未満
物件の借入れ	2,000 万円未満

(「東京都契約事務の委任等に関する規則」より監査人が作成)

( 注 1 ) 「委任の範囲」は、すべて予定価格の金額を意味する。

( 注 2 ) 平成 27 年 4 月 1 日より、入札契約事務の効率化の観点から、委任の範囲が拡大されている。

① 一般競争入札について

一般競争入札とは、契約に関し公告を行い、不特定多数の人の参加を求め、入札の方法によつて競争を行わせ、そのうち最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする方法である。

この方法によれば、公正性と機会均等性が確保されることとなる。そのため、地方公共団体の契約は、原則として一般競争入札によることとされている。

② 指名競争入札について

指名競争入札とは、資力、能力、信用その他において適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで入札の方法によつて競争させ、その中から地方公共団体に最も有利な条件を提供する者を決定し、その者と契約する方法をいう。一般的に、この方法によれば、一般競争入札に比べ選定の段階で不適当な参

加者を排除することができ、一般競争入札に比べ手続の手間を省くことができるといったメリットがあるが、その一方で、特定の者の決定に当たり、それが一部の者に固定化し、偏重する可能性があるというデメリットがある。

③ 随意契約について

随意契約とは、地方公共団体が競争によらずに任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法である。

この方法によれば、一般的に、契約手続が一般競争入札又は指名競争入札に比べて簡略であること、資力、信用、技術、経験など相手方の能力等を熟知の上で選定することができること、経費削減に効果的であることとされている。

しかしながら、契約の性質上、特定の二者としか契約できない場合を除き、随意契約には、相手方が固定化し競争原理が働かないおそれがあること、契約自体が情実により左右され、公正な取引の実を失うおそれがあることも、一般的に指摘される。このため、随意契約を選択することは慎重に行うべきであると考えられる。

また、この随意契約の中でも、特定の一方のみを契約の相手方として選択して契約を締結する方法を、特命随意契約という。

ここで、東京都契約事務規則第34条の2では、随意契約によることができる場合の予定価格の額について、表D1-3-2のとおり定めている。また、同規則第34条において、「随意契約によるうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならぬ」とされており、随意契約におけるデメリットを可能な限り排除し、一定の競争性を担保される仕組みとなっている。

表D1-3-2 随意契約によることができる場合の予定価格の額

区分	金額
工事又は製造の請負	250万円
財産の買入れ	160万円
物件の借入れ	80万円
財産の売払い	50万円
物件の貸付け	30万円
上記以外のもの	100万円

〔東京都契約事務規則〕より監査人が作成

(2) 平成24年度から平成26年度までの入札・契約の推移について

監査人は、生活文化局の入札・契約の状況を比較することにより、そこから特徴や偏りがないか、ある場合はそこに何らかの問題はないかという視点を持って検討を行った。

このような監査の視点から、平成24年度から平成26年度の入札・契約について、物品・工事の区分で、その件数・金額を集計したのが表D1-3-3である。

表D1-3-3 入札・契約の類型別件数・金額の推移

区分	類型	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
物品	一般	6	556,747	4	481,423	4	492,680
	指名	121	1,020,122	123	1,073,286	109	1,070,426
	随契	852	246,405	865	240,741	807	256,336
工事	特命	117	2,136,273	109	2,093,247	116	2,319,471
	一般	0	0	0	0	0	0
	指名	18	148,100	22	4,748,318	21	625,819
小計	随契	8	5,024	25	20,142	13	7,680
	特命	6	14,023	13	302,080	12	43,349
	一般	6	556,747	4	481,423	4	492,680
合計	指名	139	1,168,222	145	5,821,605	130	1,696,246
	随契	860	251,430	890	260,883	820	264,017
	特命	123	2,150,296	122	2,395,327	128	2,362,821
合計		1,128	4,126,698	1,161	8,959,240	1,082	4,815,765

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注1) 一般競争入札は「一般」、指名競争入札は「指名」、特命随意契約以外の随意契約は「随契」、特命随意契約は「特命」と表現している。

(注2) 本表における契約金額は、当初契約の金額を記載しており、変更契約後の金額は集計していない。

表D1-3-3を見ると、物品の区分においては、随意契約の件数が突出している。これは、少額の物品購入や各種委託の発注に際して、随意契約の手法を採用しているものであり、表D1-3-3から計算すると平成26年度における1件当たりの契約金額は317千円と少額である。

一方、指名競争入札と特命随意契約については、110件から120件前後と毎年ほぼ同じ件数、金額で推移していることが分かる。平成26年度における指名競

争入れの1件当たり契約金額は9,820千円であるのに対し、特命随意契約の1件当たり契約金額は19,995千円となっており、10百万円ほど特命随意契約の方が高い。これは、表D1-3-3の特命随意契約の金額には、都政広報番組の制作・放送の委託(4件)968百万円や高等学校就学支学金支給事務に関する委託(1件)309百万円が含まれているために、1件当たりの契約金額を引き上げているからであり、これらを除いた場合の特命随意契約の1件当たり契約金額は9,385千円となる。一般的に、指名競争入札と特命随意契約を比べると、より競争性を担保する必要性の高い案件が多い指名競争入札の方が、1件当たり契約金額は高くなることが想定されることから、この結果と異常な乖離はないものと判断できる。

工事の区分においては、平成25年度の指名競争入札と随意契約の契約金額が多額に発生している。これは平成25年度に東京文化会館の改修工事を行ったためであり、表D1-3-3の平成25年度の契約のうち、東京文化会館に関する指名競争入札は、6件で44億78百万円、随意契約は、5件で2億83百万円である。

ここで、特命随意契約を構成する個別の契約について、主に工事監理業務委託契約である点に着目した。この点については、本報告書第3の1の3.の(4)①(1)「公共施設に係る建築工事監理等業務委託について」を参照されたい。

次に、表D1-3-3を基に作成した、入札・契約の類型別件数・金額の割合の推移を示すと、表D1-3-4のとおりである。

表D1-3-4 入札・契約の類型別件数・金額の割合の推移

(単位：%)

区分	類型	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
物品	一般	0.5	13.5	0.3	5.4	0.4	10.2
	指名	10.7	24.7	10.6	12.0	10.1	22.2
	随契	75.5	6.0	74.5	2.7	74.6	5.3
工事	特命	10.4	51.8	9.4	23.4	10.7	48.2
	一般	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	指名	1.6	3.6	1.9	53.0	1.9	13.0
小計	随契	0.7	0.1	2.2	0.2	1.2	0.2
	特命	0.5	0.3	1.1	3.4	1.1	0.9
	一般	0.5	13.5	0.3	5.4	0.4	10.2
合計	指名	12.3	28.3	12.5	65.0	12.0	35.2
	随契	76.2	6.1	76.7	2.9	75.8	5.5
	特命	10.9	52.1	10.5	26.7	11.8	49.1
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 一般競争入札は「一般」、指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」、特命随意契約は「特命」と表現している。  
(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表D1-3-4を見ると、物品の区分においては、平成25年度の特命随意契約の契約金額の割合が、平成24年度及び平成26年度と比べて減少している。これは、前述のとおり、文化会館の改修工事が行われたことにより工事関係の契約が増加したことによる影響で減少したものである。その他、割合に大きな変化はなく、異常な増減は見受けられない。

一方、工事の区分においては、平成25年度の指名競争入札の契約金額の割合が高くなっているが、これは、前述のとおり平成25年度に文化会館の改修工事発注した影響により、一時的に増加したものである。その他については、おおむね一定であり、異常な増減は見受けられない。

ただし、表D1-3-4の全体を俯瞰してみると、文化会館の改修工事を行った平成25年度を除き、特命随意契約による契約金額の割合が約50%となっており、競争性が確保されていない契約が多い印象を受ける。そこで、実際の予定価格に対する落札率の分布状況を「(3)平成26年度の落札率の状況について」において、更に検討する。

(3) 平成26年度の落札率の状況について

契約類型ごとの落札率について全体の状況を把握する観点を持って、平成26年度の落札率の状況に応じた契約件数を集計したものを示すと、表D1-3-5のとおりである。

表D1-3-5 平成26年度類型別の落札率の件数

(単位：件)

区分	類型	落札率				合計
		100%	95%以上 100%未満	85%以上 95%未満	85%未満	
物品	一般	0	0	3	1	4
	指名	4	8	28	69	109
	随契	494	105	111	97	807
	特命	74	30	11	1	116
工事	一般	0	0	0	0	0
	指名	0	4	14	3	21
	随契	5	1	2	5	13
	特命	1	8	1	2	12
小計	一般	0	0	3	1	4
	指名	4	12	42	72	130
	随契	499	106	113	102	820
	特命	75	38	12	3	128
合計		578	156	170	178	1,082

(注) 一般競争入札は「一般」、指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」、特命随意契約は「特命」と表現している。

また、同様の観点を持って、平成26年度の落札率の状況に応じた件数割合を算出したものを示すと、表D1-3-6のとおりである。

表D1-3-6 平成26年度類型別の落札率の件数割合

(単位：%)

区分	類型	落札率				合計
		100%	95%以上 100%未満	85%以上 95%未満	85%未満	
物品	一般	0.0	0.0	0.3	0.1	0.4
	指名	0.4	0.7	2.6	6.4	10.1
	随契	45.7	9.7	10.3	9.0	74.6
	特命	6.8	2.8	1.0	0.1	10.7
工事	一般	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	指名	0.0	0.4	1.3	0.3	1.9
	随契	0.5	0.1	0.2	0.5	1.2
	特命	0.1	0.7	0.1	0.2	1.1
小計	一般	0.0	0.0	0.3	0.1	0.4
	指名	0.4	1.1	3.9	6.7	12.0
	随契	46.1	9.8	10.4	9.4	75.8
	特命	6.9	3.5	1.1	0.3	11.8
合計		53.4	14.4	15.7	16.5	100.0

(注) 一般競争入札は「一般」、指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」、特命随意契約は「特命」と表現している。

この表D1-3-5及び表D1-3-6を見ると、落札率が95%未満での落札は、全体の32.2%しかない。これは、随意契約で落札率100%の契約が46.1%を占めているためであり、一般入札及び指名競争入札については一定の競争原理が働いていたものと推測される。

では、落札率が95%以上の高落札率案件はどうであろうか。

この点、落札率が95%以上ある契約は、全体の67.8%であるが、そのうちのおよそ8割が特命随意契約を除いた随意契約である。そして、その随契のうち9割以上が物品の区分から発生しているが、これは少額の物品購入に際して発生したものであり、もともと競争原理が働きづらい性質を有しているため、95%以上の落札率となるのは、契約制度上やむを得ないものと思料する。

しかしながら、指名競争入札と特命随意契約にあつては、随意契約の場合とは少し異なる。

指名競争入札の場合は、本来、指名業者間において競争原理が働くことが想定されるため、通常の場合、落札率は下がる傾向にあると考えられるが、結果として、高落札率の案件が一定数存在するということは、適切な競争原理が働いていない可能性が考えられるからである。

また、特命随意契約の場合は、特定の相手方とのみ契約を締結する手法であ